

浄化槽設置届の提出について

家屋の増改築（10㎡を超えない）等により新たに浄化槽を設置するとき、浄化槽設置届を提出して頂く必要があります。

例

- ・既設家屋に浄化槽を設置する場合（汲み取りトイレを水洗トイレにする場合など）
- ・浄化槽の構造若しくは規模を変更する場合

この場合、浄化槽設置届に下記の書類を添付し、浄化槽を設置する日よりも10日以上前に市役所へ提出して下さい。なお、届出書は3通（正本1通・副本2通）必要となります。

	添付書類	内 容
1	浄化槽に関する調書	「さいたま市建築基準法施行細則様式第9号」に記入をして下さい。
2	建築基準法に基づく型式適合認定書	浄化槽に添付されています。 （当該浄化槽の認定書であるか確認して下さい。）
3	浄化槽法に基づく型式認定	浄化槽に添付されています。 （当該浄化槽のものであるか確認して下さい。）
4	付近見取り図	設置場所付近の地図です。 （住宅地図などを添付して下さい。）
5	配置図	敷地内の平面図です。 （家の延べ床面積がわかるようにして下さい。）
6	排水系統図	敷地内から敷地外への排水経路を示した図です。 （浄化槽、配水管が記載されているか確認して下さい）
7	法定検査（7条検査） 依頼書の写し	社団法人埼玉県環境検査研究協会に手数料を支払済であることがわかるもの。（払込票兼受領証など）

さいたま市 環境対策課 水質土壌係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所7階）
TEL：048-829-1331
FAX：048-829-1991